

平成29年第2回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 5 月 1 1 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号～議案第 3 号

提案～審査

第 4 議案第 4 号～議案第 7 号

提案～付託

第 5 議案第 1 号～議案第 3 号

討論～採決

第 6 号 議案第 4 号～議案第 7 号 (委員会の審査報告)

委員長報告～採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年5月11日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

平成29年度も5月半ばとなり、唐木村長、4期目就任から約1か月が過ぎようとしており、田植えの時期等あわせ、その間、慌ただしい日が過ぎてまいりましたが、本日より、骨格予算に対する補正予算の審査や、あわせて、申し合わせ任期により、議会構成がえ等々、重要案件がありますが、慎重かつ円滑な議会運営が行われますよう、御協力をお願いし、ただいまから、平成29年第2回南箕輪村臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番、三澤澄子議員、9番、大熊恵二議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日及び本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成29年第2回南箕輪村議会臨時会の会期日程等において、5月2日及び本日、議会運営委員会を開催しました。次のように決定しましたので報告いたします。

本臨時会に付議された事件は、本日追加2件を含めて、議案が8件であります。また、任期満了に伴う常任委員会、議会運営委員会委員の選任及び各正副委員長の選任結果の報告があります。

会期は、本日5月11日から5月12日までの2日間といたします。

なお、議案第8号については、会議の日程上、2日目のあす5月12日に提案から採決まで行います。議案についても、当日配付といたしますのでお願いいたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から5月12日までの2日間に決定いたしました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成29年第2回議会臨時会を招集を申し上げましたところ、お忙しい中、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

初めに、4月4日に告示となりました村長選挙におきまして、無投票で当選させていただきました。村民の皆様方からの負託に責任の重さを感じているところであります。

3期連続の無投票となりましたことに、村政への関心が薄くなってきているのではないかと、村の政治的な活力がなくなってきているのではないかと村民の声を報道を通じていただいております。また、報道を通じまして、さまざまな村民の声もいただいたところであります。こうした点につきましては、村民の声を聞く努力をしながら、村政への関心を高めていかなければならないと思っております。また、さまざまな村民の声につきましては、可能なものにつきましては、その思いを村政に生かしていかなければならないと思っております。職員にも指示をさせていただいたところであります。

3期12年間の評価につきましては、さまざまな御意見があることと思っておりますが、無投票になったことにつきましては、人口減少時代、人口が増加しながら、県下一若い村として曲がりなりにも発展をしてきており、争点が余りなかったことが大きな要因ではないかと報道がされておりました。私自身は、今までの施策に一定の評価をいただいたものと思っております。今後、公約に掲げました施策の実現に向けて、全力で頑張ってまいりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

村長選挙後の初めての臨時会でありますので、今後の村政運営の方針、骨格予算に対しての肉づけ予算の内容を申し上げ、御挨拶とさせていただきたいと思っております。

まず、4期目の私に課せられた使命であります。

人口増加に伴う施設不足に一定のめどをつけていくこと、こども館の運営を軌道に乗せ、さらなる子育て・教育の充実を図っていくこと、老朽化している村の主要な公共施設の計画的な改修を進めていくこと、高齢者福祉を初め、さまざまな福祉サービスのトータルとしての充実を図っていくこと、農業の担い手不足の解消や調和のとれた産業振興を図っていくこと、そして、地方創生時代、交流人口の増加対策を含めて、活力のある村をつくっていくこととあります。また、同時に、今選挙におきましても、公約としてさまざまな事項、施策を掲げさせていただきました。その具現化を図っていくこと等々、多くのことを実施していかなければなりません。財政状況を勘案しながら、着実な推進に努めてまいります。

ここで、私に課せられた使命につきまして、今の考え方を申し上げます。

人口は、5月1日現在、1万5,342人となり、去年同期と比べ、143人の増となっております。相変わらず増加しておりますが、今後は、緩やかな増加となっていくのではと予想をしておるところであります。しかし、第5次総合計画の平成37年度目標人口1万5,500人は、計画よりかなり早く達成するのではないかと予想をしております。人口が増加していくということは、地域の維持、発展のためには重要なこととあり、また地域経済にとっても好ましいこととあります。

ただ、経済につきましては、より広範な地域での人口増が必要となってまいります。各市町村とも、移住定住を含め、取り組みを強化しておりますので、それぞれの市町村の取り組みに期待をしておるところでもあります。ただ、この人口問題につきましては、昨今の新聞

報道にありましたけれども、長野県はやはり人口減少という、こういう傾向が続いておるところであります。この辺は、さらに強化をしていく必要があると感じておるところでもあります。

人口増加の施設不足につきましては、今年度は、南箕輪小学校の学童クラブ室の普通教室への転換に伴う改修工事を実施してまいります。南箕輪小学校は、今年度児童数は815人となり、過去最大となりました。ここ数年は800人台が続き、その後、減少してまいりますので、この施設改修により、施設不足の解消はできるものと思っております。

南部小学校は、2クラス分の増築が必要となります。設計費の計上を今議会にお願いしてまいります。今後の入学児童数は40人後半から60人前半で推移してまいります。全てが2クラスとなってまいります。来年度増築していかなければならない、こんな状況となっております。

また、南原保育園につきましては、今回、地方創生拠点整備交付金事業の追加要望が認められましたので、平成29年度の事業として今臨時会に追加で補正予算の提出をさせていただきました。この事業は、国の平成28年度の補正予算であり、平成29年度中の完成が絶対条件となっております。少しでも早く準備を進めてまいりたいとの思いで、今回の提出とさせていただきます。

こども館につきましては、6月末までには施設が完成し、夏休み前に開館できるものと思っております。7月の初めには竣工式を予定しております。今、子育て支援課を中心に、開館後の運営について検討しており、放課後児童育成コーディネーターの配置、児童館開設に伴う児童厚生員、また作業療法士の確保もでき、4月1日の人事異動とあわせまして、人的な体制は整ったところであります。スムーズに開館できますよう、さらに準備を進めておるところであります。初めての施設であり、運営をしながら充実をさせていく面もあることと思っておりますが、さらに、子育て、教育の充実に向けて努力をしております。また、4月1日付で教育専門員の配置もできました。学校と教育委員会との調整、児童生徒の学校生活の充実、さらには学力向上につながるよう、その活動に期待をしております。

老朽化している村の主な公共施設につきましては、財政状況を見きわめながら、計画的に進めていかなければなりません。今年度につきましては、村民体育館の改修をしております。おかげさまで、スポーツ振興宝くじ助成金4,556万5,000円が採択となりましたので、肉づけ予算に計上をさせていただきました。

また、4月末に、この施設も地方創生拠点施設交付金事業に採択されました。財源確保に頭を悩ませていましたので、ありがたいことでもあります。今の問題につきましては、大芝高原の屋内運動場の問題であります。申しわけありません。同様、今臨時議会の追加補正とさせていただきます。

今後、村公民館、郷土館の改修が必要となっております。無理のない範囲で、順次実施をしていければと思っております。

平成29年度に、申し上げた2施設の老朽化対策ができますことは、本当にありがたいことでもあります。

続きまして、高齢者福祉を初め、さまざまな福祉サービスのトータルとしての充実であります。

まず、このトータルとしての充実ではありますが、社会保障費は、村におきましても年々増

加をしてきており、財政的にも厳しくなってきました。全てが今までどおりというわけにはいかない時代となってまいりました。縮小せざるを得ないものもあり、また、サービスを充実していかなければならないものもあります。トータルとしてのサービス水準が維持できればとの考え方です。そんな点は、ぜひ御理解もお願いしたいというふうに思っております。

まず、この県的な問題として、福祉医療費の現物支給の問題であります。

私も、検討委員の1人として議論に加わったところであります。まずは、県全体で足並みをそろえることを重視し、1レセプト当たり500円を残し、年齢を中学校卒業までとすることで一致をしたところであります。小学校、中学校にかかわる国保のペナルティー分、また付加給付の増加分の半額を県で支給することとなってまいりました。アンケート調査の結果、現物支給の範囲が就学前までと高校生までの市町村が同数となり、足並みをそろえるために、中学生までとの結論となりました。所得制限なしで、入通院とも中学生までの窓口無料化となり、大きく前進をすることとなります。実施につきましては、これ、システム改修もしていかなければなりません。医師会等の詰めもあり、順調に進めば、平成30年8月前となる予定であります。これで、中学生までは全市町村で足並みがそろえることとなります。その後の高校生までにつきましては、それぞれの市町村の考え方によって違って来る、こんなことも考えられるところでございます。

高齢者の足の確保の問題であります。

福祉移送サービス車の利用範囲の拡大を担当課に指示をしたところであります。高齢化が進む中、さらによりよい方法を模索してまいります。

また、今年度中に、新たな介護保険制度への移行を図っていかなければなりません。さきにお示しをいたしました考え方に沿って、利用者の立場を尊重する中で、しっかりと対応をさせていただきます。

産業振興につきましてであります。

まっくんファームや商工会との連携を強化しながら取り組んでまいります。特に、この農業の担い手不足につきましては、まっくんファームの直接経営を含めて、引き続き検討をしてまいりますし、まっくんファームにも検討をしていただいております。また、商工業につきましては、既存企業の充実に資するよう、検討をしてまいります。

企業誘致につきましては、本村の場合、土地が農振地域、これがかなり厳しくなっておりますので、本当に大変な状況となっております。したがって、既存企業の充実、このことに軸足を置いていかざるを得ないというのが今の実態であります。

地方創生の取り組みであります。

継続事業となっております子育て女性の再就職のサポート事業は、現在までに13人の皆さんの就職が決まり、大きな成果も出ておるところであります。引き続き、成果が上がるよう取り組んでまいります。

また、ちょこっと農業塾では、移住相談もあり、今後も相談に乗りながら、移住につながればと思っております。

さらに、大芝高原味工房の改築は、会の皆さんや地域おこし協力隊の方を含めて検討しており、まずは農産物の直売所の建設から行い、最盛期を過ぎた秋以降に、味工房の改修を実施していく、こんな予定で考えておるところであります。この施設につきましても、地方

創生の平成28年度の補正予算の事業でありますので、平成29年度中に完成をさせてまいります。これらの状況を見ながら、大芝高原道の駅への登録も進めてまいります。

観光面におきましては、大芝高原や経ヶ岳を中心に充実ができればと思っております。また、農業体験面での事業も充実していく必要性を感じております。これらの事業の推進のために、地域おこし協力隊を採用してまいります。採用のめどもついたところであり、このことにつきましても、今予算に補正予算として計上をさせていただいておるところであります。

広域的事業であります。伊那中央病院の北棟の建設も順調に進んでおり、平成29年9月末に完成予定となっております。健診センターの充実やPET-CT等の導入を予定しており、さらなる医療、健診の充実を努めてまいります。

伊那中央病院で実施する病児・病後児保育は、平成29年度中に施設建設が行われ、事業実施となっております。村にとりましては、事業が始まれば、時間的、距離的に利便性がかなり高まってくるのではないかと考えております。

その他公約に関する事項につきましては、4年間に順次取り組めるものから前に進めてまいります。

申し上げましたように、かなりハードな村政運営となっております。特に今年度は、地方創生関連事業実施の担当課はハードなスケジュールとなっておりますが、課内の協力体制により乗り切るよう、目を配ってまいります。そして、活力のある元気な村にするために、安心して暮らせる住みよい村にするために、全力で頑張っておりますので、議員の皆様方には、前向きの御議論、御提言をお願いいたします。

続きまして、肉づけ予算の概要につきまして申し上げます。

補正額は3億4,818万7,000円、予算総額59億1,718万7,000円といたしました。

内容につきましては、ただいま申し上げました、人口増加に伴う施設不足の解消として、南箕輪小学校教室化への改修、南部小学校増築に向けての設計費、公共施設の老朽化への対応として、村民体育館の大規模改修、村公民館耐震改修設計費、大芝高原関連として、大芝高原管理棟の改修、大芝高原温泉の予備ポンプの購入費用、道路関係といたしましては、村道7号線、中込線ですが、測量調査費、一部土地購入費等々、ソフト事業として、空き家対策に伴う補助金の創設、子育てハンドブック施策に伴う費用、神子柴遺跡の出土品レプリカの作成費用等を計上させていただきました。

財源につきましては、留保してありました予備費より2億3,600万円余、繰越金9,500万円の増額、財源不足につきましては、財調特目基金より7,830万円の取り崩しで対応させていただきました。

また、補正予算の追加といたしまして、2億5,001万1,000円の増額となる補正予算第2号を本日提出をさせていただきました。

今年度も大型予算となっておりますが、本村特有の課題解決のためであります。御理解をお願いいたします。

基金につきましては、これからも、人口増加への対応、主要な公共施設老朽化への対応に多額な財源を要しますが、この事業の一定の完了後にも、財調特目をあわせて20億円台を維持できるように努めてまいりたいと考えておるところであります。

本臨時会に提出いたします議案は8件であります。いずれも原案どおりお認めをいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ど

うぞよろしくお願いいいたします。

議長（原 悟郎） これから議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村税条例の一部改正であり、固定資産税に係る特別措置対象の追加等が主な改正であります。地方税法の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布され、そのうちの一部が平成29年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） それでは御説明申し上げます。

この改正は、ただいまの提案理由にもありましたけれども、南箕輪村税条例のもととなります地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されまして、その一部が平成29年4月1日から施行されるため、3月31日に専決処分といたしました。

それでは、南箕輪村税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

新旧対照表により細部説明申し上げますので、議案書9ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、第33条、所得割の課税標準の改正でありますけれども、これは、上場株式等にかかわります配当所得等及び株式等譲渡所得について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものであります。

現行制度では、個人住民税における上場株式等の配当などに対する課税は、申告総合課税、申告分離課税、源泉分離課税の3方式から納税義務者が選択でき、住民税の申告書の提出前に確定申告書が提出されている場合には、確定申告書の提出を住民税の申告の提出とみなすこととしているわけでありまして、改正後では、申告方法を所得税と住民税の申告と異なる申告方式にすることにより、住民税や国民健康保険税の増加を抑えられるなど、納税者のメリットがあれば、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することが可能であることが明確化されたものであります。

おめくりをいただきまして、第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除は、ただいまの第33条の改正に伴います所要の規定の整備であります。

おめくりをいただきまして、11ページをお願いいたします。

このページから14ページまでの第48条、法人の村民税の申告納付の改正と、それから、14

ページから15ページまでの第50条、法人の村民税に係る不足税額の納付の手續の改正は、平成28年度税制改正で見直しとなりました延滞金の計算期間の見直し、具体的には、延滞金の増額更生等により、納付すべき税額について、その申告により納付すべき税額の納付日から税額更生とまでの間、延滞金を課さないこととされた改正に伴います規定の整備となります。

15ページをお願いいたします。

ページ下段にあります第61条、固定資産税の課税標準の改正です。今回の税制改正で、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例が追加されたことに伴い定めたもので、代替の償却資産等にかかる固定資産税を、震災等が発生した年から4年間、2分の1に減額するというものであります。

次に、16ページの第61条の2、法第349条の3第28項等の条例で、定める割合の改正は、市町村が固定資産税の償却資産の課税標準の特例割合を自主的判断により定めることができ、わがまち特例の追加であります。今回、地方税法第349の3が改正されまして、今まで、その特例割合は地方税法で定められておりましたものを、市町村の税条例で定めることができこととなったものです。保育の受け皿整備促進のための税制上の措置といたしまして、第1項は家庭的保育事業の認可を受けた者が、第2項は居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が、第3項は事業所内保育事業の認可を得た者が、それぞれこの保育事業に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を2分の1とするものであります。なお、この割合につきましては、いずれも国が示している標準の割合としております。

次に、第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出の改正でありますけれども、今回の税制改正で、高さが60メートルを超える建築物のうち、複数の階に住戸が所在している居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションにつきましては、実際の取引価格の傾向を踏まえまして、高階層ほど高くなる補正率、階層別専有床面積補正率が導入されましたが、この居住用高層建築物にかかわる固定資産税額を各区分所有者に案分する際に用いる案分方法について、現行の区分所有にかかわる家屋と同様に、区分所有者全員の協議による補正方法によるものとし、その申し出について規定したものであります。

次に、17ページの第63条の3、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の案分の申し出でありますけれども、当該地が被災市街地復興振興地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共有土地にかかわる税額の案分方法と同様の扱いを受けられるようにするための規定の整備を行うものであります。

次に、おめくりをいただきまして、19ページをお願いいたします。

第74条の2、被災住宅用地の申告であります。これは、住宅が震災等の事由により、滅失、損壊した土地が、被災市街地復興推進地域として定められた場合で、やむを得ない事情により、この土地を住宅用地として使用できない場合であっても、震災等発生後4年度分に限り、住宅用地とみなして、固定資産税を軽減するものであります。

おめくりをいたしまして、20ページをお願いいたします。

附則の第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例であります。この特例は、肉用牛の生産農家の経営体質の強化、国産牛肉の安定的供給を図る観点から、要件に該当する場合には一定の住民税が免除される仕組みでありますけれども、この特例の適用期限を3年間延長するものであります。

次の附則第10条読替規定は、地方税法の改正に伴い、引用条文の番号を改正するものであります。

次の附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、先ほど説明いたしました、わがまち特例の割合を定めるものであります。

改正後の第6項から第12項までは、もととなります地方税法附則の項の番号が変わったことに伴う改正であります。

改正前の第11項と第13項は、平成29年度でこの特例措置が廃止となるものであります。

新規で追加となります第13項は、企業主導型保育事業にかかわる固定資産にかかわる固定資産税を2分1に、第14項は、緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地の用に供する固定資産にかかわる固定資産税を3分の2にする改正であります。この割合につきましても、国が示している標準の割合としております。

次に、22ページ、附則の第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正であります。

22ページから23ページは、引用する法律の項などがずれたことに伴います改正であります。少しページが飛びますけれども、24ページをお願いいたします。

新設の部分でありますけれども、第9項は耐震改修を行った住宅に対しまして、第10項は省エネ改修を行った住宅に対しまして、それぞれ、翌年に限り固定資産税が今回の改正で軽減されることになりましたけれども、これらの改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものであります。

おめくりをいただきまして、26ページをお願いいたします。

附則の第16条、軽自動車税の税率の特例でありますけれども、第1項から第4項までは軽自動車税のグリーン化特例、これは、一定の環境性能を満たす車両について税率を軽減するものでありますけれども、平成28年度に限り適用されておりましたグリーン化特例の措置を平成29年度まで1年延長し、28年4月1日から29年3月31日までに新規取得した軽四輪等の平成29年度分の軽自動車税を軽減するものであります。

28ページをお願いいたします。

第5項から第7項までは、このグリーン化特例の対象となります燃費達成基準の達成率を引き上げました上で、適用期限を平成30年度まで2年延長するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規取得しました軽四輪等の平成30年度分の軽自動車税を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得しました軽四輪等の平成31年分の軽自動車税を、それぞれ軽減するものであります。

29ページの附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例でありますけれども、これは、昨年問題になりました自動車メーカーによる燃費データ等の不正行為に起因し、自動車取得税等の納付不足額が発生した場合の対応につきまして、国税に送る制度の取り扱い等を踏まえましての所要の措置を講ずるものであります。

おめくりをいただきまして、30ページをお願いいたします。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例でありますけれども、第33条の改正でも説明いたしました、上場株式等にかかわる配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により、個人住民税に課することができることを明確化したことに伴います所定の改正となります。

次に、31ページの附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例は、こうした土地の譲渡に対して、税負担の軽減を図る特例でありますけれども、この適用期限を3年間延長するものであります。

おめくりをいただきまして、32ページをお願いいたします。

附則の第19条の9、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例は、特例適用配当等にかかわる所得につきまして、提出された申告書に記載された事項、その他の事項を勘案し、市町村長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

次に、33ページの附則第19条の10、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例も、条約適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し、市町村長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

最後に、議案書の7ページにお戻りをお願いいたします。

附則でありますけれども、この条例の施行日は、平成29年4月1日からとなります。また、あわせまして、村民税、固定資産税、軽自動車税にかかわります経過措置をそれぞれで定めております。

以上、専決処分とさせていただきます南箕輪村税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村国民健康保険税条例の一部改正であり、軽減判定所得の引き上げを行うものであります。地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） では、御説明申し上げます。

この改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されるため、3月31日に専決処分といたしました。

それでは、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

改正の内容は、低所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の引

き上げとなります。

新旧対照表により細部説明申し上げますので、議案書2ページの新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

第21条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万5,000円から27万円に引き上げるものです。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げるものであります。

議案書の1ページにお戻りをお願いいたします。

附則でありますけれども、この条例の施行日は平成29年4月1日からとなります。あわせて、この条例の適用区分について定めております。

以上、専決処分とさせていただきます南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

この改定によって影響を受けた方がいるかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 今回の改正に当たりましての影響でありますけれども、2割軽減世帯では1世帯、5割軽減世帯では8世帯の方が該当となりました。それに伴いまして、村の収入の減少でありますけれども、あわせて21万3,200円が村の減収となっております。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）であり、繰越明許費2件の追加と年度末に確定しました特別交付税の補正等が主なものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」、平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）の細部説明を申し上げます。

先に、専決処分の主因となりました第2条の繰越明許費について御説明を申し上げます。

予算書案の4ページ、第2表、繰越明許費の表をごらんいただきたいと思います。

こちらに掲げます2事業につきましては、8号補正予算の編成時におきましては、年度内の完了ができる見通しでございましたが、その後の状況によりまして、繰り越しをせざるを得ないこととなりました。

8款2項の丘下3号橋修繕工事第2工区につきましては、橋梁ということで、特殊な部材を使用いたしますが、製造業者の生産状況によりまして、調達が間に合わないという部材がございました。そのために繰り越しをせざるを得なくなったというものでございます。なお、この工事につきましては、4月28日に完了をしております。

次の10款2項、小学校教室等改修工事の実施設計委託料につきましては、現在の南箕輪小学校放課後児童クラブ室を同校の教室に転用するための実施設計を行うものでございますが、平成19年、今の建物を建築の際に福祉の関係の国庫補助を受けているという関係がございまして、今回、他の目的に転用するに当たり、設計の中で、県と協議を行ってまいりました。この協議に予想以上に時間を要したということで、年度内での完了ができなかったというものでございます。そのために繰り越しとさせていただいたところでございます。なお、この事業につきましても、5月8日に完了しております。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして、歳入歳出予算の補正につきまして御説明を申し上げます。

先に歳出でございますが、多くのところで、さらに決算の数値に近づけるための補正ということでさせていただきました。その部分につきましてはお目通しをいただきまして、増額した部分がございますので、そちらについて御説明を申し上げたいと思います。

まず、2款、総務費でございますけれど、1目飛びまして、1項3目、0220財政管理事務の13節でございますが、ふるさと納税にかかります業務委託料、増額をいたしました。8号補正時の見込みを超えまして、さらに多くのふるさと納税をいただくことができました。委託料が不足することとなりましたので、41万5,000円の増額をさせていただきました。

18ページをお開きいただきたいと思います。

7款、商工費の1項2目、0702商工振興事業の19節でございます。村制度資金保証料補給金ほかの増額といたしまして、330万円でございますが、この節には、商工業振興関係の各種の補助金を計上しておるところでございますが、このうち、28年度につきましては、企業振興補助金の伸び等がございまして、不足することとなりましたので増額させていただいたものでございます。

次に、22ページをお開きください。

14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただき、補正後の予備費の額は2億1,597万3,000円とさせていただきました。

お戻りいただきまして、7ページからの歳入でございますが、各譲与税、交付金、補助金等の確定による増減が主なものでございます。

大きなものとして、11ページになりますが、12款、地方交付税の特別交付税分で

ございます。2,213万6,000円ということで、3月の交付分確定による増額をさせていただいたものでございます。

そのほか、13ページをお開きいただきまして、19款、寄附金の1項1目一般寄附金のほうでございますけれど、ふるさと納税寄附金258万5,000円の増額とさせていただきます。また、上の一般寄附金という部分でございますけれど、神子柴遺跡の出土石器のレプリカ作成にということで、発掘調査のきっかけとなりました石器を発見された個人の方の御家族から500万円の御寄附をいただきましたので、あわせて計上をさせていただいたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 18ページなのですが、村の制度資金の保証料補助金ということで、補給金か、総数は何件で、この330万分は何件分でしょうか。

議長（原 悟郎） 出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） 先ほども副村長のほうから説明いたしましたが、この項には各種の補助金が入っております。ここには、ほかという表現をしてございまして、この補給金で何件、幾らのという御説明はできません。したがって、もし必要であれば、別途、まとめた資料を御提示したいと思いますので、また後ほどということでよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 13ページと14ページ、ちょうど1枚出てきます、ふるさと納税寄附金の入と、それに対する業務委託料が載っております。ふるさと納税寄附金の入のほうでは258万5,000円となっておりますが、補正の部分で、何件ぐらいふえたかというのと、この中で一番大きい寄附金というのはどのぐらいのものなのだろうかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 今回何件ふえたかにつきましては、ちょっと済みません。手元に資料がございませんが、28年度分で集計がまとまっているのがありますので、それを参考にお話しいたします。

28年度の寄附件数は2,191件で、寄附金の総額が3,058万5,000円となっております。それから、経費のほうにつきましては2,198万円かかっております。それから、寄附で大きい額ということでもありますけれども、基本的というか、大体の方が1万円、多い方でも3万円、特別多い方は8万円とか10万円とか高額のものもありますけれども、その件数についてはわずかでありますので、ほとんどの方が1万円の御寄附をいただいているような状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 9 番、大熊です。

6 ページをお尋ねいたします。

この中で、予備費が計上されてございますが、総予算に対して予備費の計上というのは、いわゆる目的外予算ということになりまして、地方自治法で言えば217号に該当するわけですが、予算規模に即応した財政の均衡を阻害しない程度の金額という一つの流れがあると思うんですが、この辺を、予算総額に対して何%ぐらいが適当なのかという、目的外予算のこの予備費について、お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。この場合、69億754万という歳入歳出の金額であります、これでいきますと大体3.1%ぐらいになるわけですが、この辺の目安をどの辺にしているのか、予備費の計上について。予備費というのは目的外予算ですから、自由に使えるわけですが、その辺の御見識をお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） ただいまの予備費の御質問でございますけれども、予算の編成に当たりまして、その総額予算の何%といったことでは予備費は設けてはございません。こちら辺は、その予算の中での、予備費ですので、何と言いますか、流動的に使える、流動的といいますか、お金となっておりますので、後々の予算の関係、補正の関係、今年度の当初の骨格の場合もそうですけれども、次に肉づけ予算等がある場合には、その政策的に大きく盛る場合もありますけれども、基本的には、例年この程度といいますか、特に定めてはおりませんけれども、その全体の予算の中で調整をさせていただいているのが実態であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） これは、69億という予算の中での3.1%ですから、問題になる数字ではないと思うんですが、今回のこの専決処分で補正で出てまいりましたのが、7,700万の増になっています。当初予算では、1億3,800万ですか、それで7,700万という金額があるんで、これは、いわゆる予備費に計上しておけば、予算執行が非常に、目的外予算ですから、事業目的がないわけですから、発生したときに予備費から計上していくという性格のもので、この辺の目安というのを一度御検討いただいたほうが、できるだけ予算というのは、しっかりした事業に基づいて計上していくものであって、予備費で、この総額でまいりますと、2億1,500万円というのが予備費になっているわけですから、その辺の歯どめといいますか、この目的外ではなくて、やはり予算というのは目的に沿って執行していくものであるという原則があるはずですから、その辺について、もう一度お聞かせいただきます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 予備費の扱いでございます。

これは、当初予算等、最終的な予算につきましてはかなり違ってまいります。今回、平成29年度の当初予算の予備費につきましては、0.2%ぐらいの予備費、1,200万ぐらいであります。それが、財源が出てまいります。税にしろ、交付税にしろ、今回一番大きかったのが特別交付税、まさか2,200万ふえるという、こういう予想もしておりませんでした。したがって、当初予算では一千二、三百万から2,500万ぐらいの予備費は留保しておく、これが通常のやり方で本村はきております。ただ、年度末にいくにしたがって、入がふえてまいりますので、それは、次の年度の最終補正につきましては、次の年度の繰越財源ということでは

考えさせていただいておるところであります。特に今回の場合には骨格予算ということで、肉づけ予算というのが必然的にやらざるを得ない状況でありましたので、その肉づけ財源の部分にこの予備費を充てていくということで考えたところでございます。

したがって、通常でいきますと2,000万前後、このぐらいを留保財源としておけば、当面はいいのかなというふうに思っております。年度末で多額な予備費が出た場合、先ほど申し上げましたけれども、繰越財源にするのか、あるいは基金に積むのか、この二つの選択肢しかありませんので、仮に基金に積んだ場合、また次の補正予算で取り崩しをせざるを得ないという状況も生まれてまいりますので、予備費として留保をさせていただいたということでもあります。

したがって、常に多額な予備費をとということではございませんので、そんな点はぜひ御理解もお願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） よく理解できます。一昨年は、いわゆる1億という交付金があり、それで、前年度は2,200万という、非常に村の努力によって、そういう財源を確保するというので、非常に村の努力を可とするものでありますけれども、今言われたように、非常に目的に沿って予算は執行されるものでありますので、こういう質問というのは今までほとんどなかったかと思いますが、十分その辺は留意をされて、よく理解できますので、確認の意味でお尋ねをいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」、議案第5号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第6号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第7号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

平成29年度南箕輪村一般会計の当初予算は、村長選挙を控えて骨格予算となっていました。今臨時会では、村長選挙後初の議会となりますので、新規事業や政策的事業等の肉づけをする補正予算を編成したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に3億4,818万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を59億1,718万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第5号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本会計につきましても、一般会計同様、平成29年度の当初予算は骨格予算として調整しましたので、工事費等を肉づけ予算として補正予算をお願いするものであります。

収益的収入及び支出におきまして、収益的支出の既決予定額2億6,532万3,000円に450万円を増額し、2億6,982万3,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出では、

収入の既決予定額590万円に250万円を増額し、840万円とし、支出では、既決予定額2,234万3,000円に1億220万円を増額し、1億2,454万3,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,614万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

続きまして、議案第6号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本会計につきましても、平成29年度の当初予算は骨格予算として調整しましたので、工事費等を肉づけ予算として補正をお願いするものであります。

収益的収入及び支出におきまして、既決予定額に、収入額で1,500万円、支出額で1,500万円をそれぞれ増額し、収入及び支出額をそれぞれ6億5,537万5,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出額で、収入額で2,130万円、支出額で3,930万円の増額をお願いし、収入額を2億6,990万5,000円、支出額を5億23万3,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,032万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

続きまして、議案第7号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、4月28日に、地方創生拠点整備交付金の内示を受けましたことに伴いまして、南原保育園の園児室と給食室及び大芝屋内運動場の整備にかかる費用の補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に2億5,001万1,000円を追加しまして、歳入歳出の総額を61億6,719万8,000円とするものであります。

細部につきましては、4議案とも予算審査の際、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第7号につきましては、質疑を省略して、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第7号は、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮らいたします。

ただいま設置が決定いたしました予算特別委員会の正副委員長には、申し合わせにより、委員長に総務経済常任委員長、副委員長に総務経済常任副委員長がつくことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して、議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会委員長には百瀬輝和議員、副委員長には山崎文直議員を指名いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午後 2時20分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号は承認されました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号は承認されました。

議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号から議案第7号までは、予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

百瀬予算特別委員長。

予算特別委員長（百瀬 輝和） 予算特別委員会委員長報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました議案第4号から議案第7号までの4議案につきまして、会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号「平成29年度南箕輪一般会計補正予算（第2号）」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出された意見、要望等は、唐木村長4期目スタートの予算執行になります。挨拶の中でも言われていましたが、課題解決に向け、十分反映させ、健全な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、予算特別委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午後 2時27分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 5 月 1 2 日 (金曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

第 2 常任委員会委員長・副委員長、議会運営委員会委員長・副委員長の選任結果の報告

第 3 議案第 8 号 提案～採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年5月12日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 昨日に引き続き、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

伊藤教育次長が、通院のため欠席する旨の連絡がありました。

さて、私こと議長の任期申し合わせにより、本日付をもって、先ほど副議長宛てに辞職願を提出いたしました。現任期2年を含め8年間にわたり議長職務を務めさせていただきました。これも、議員各位並びに理事者、管理職、さらに事務局職員各位の御指導、御協力のおかげと、心より感謝申し上げ、意を尽くせませんが、お礼の挨拶とし、今後、村や議会の発展を祈念し、議長の職を辞したいと思えます。

よって、今後の議事進行を副議長に交代いたします。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

〔原 悟郎議長と丸山 豊副議長 交代〕

副議長（丸山 豊） 議長を交代いたしました。副議長の丸山です。よろしく願いいたします。

原悟郎議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

副議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条、議員除斥の規定によって、原悟郎議員の退場を求めます。

〔原 悟郎議員 退場〕

副議長（丸山 豊） 職員に辞職願を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

副議長（丸山 豊） お諮りいたします。

原悟郎議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

副議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、原悟郎議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

原悟郎議員の入場を求めます。

〔原 悟郎議員 入場〕

副 議 長（丸山 豊） ただいま議長の辞職を許可することが決定され、議長が欠けました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

副 議 長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長選挙を行います。

選挙は、投票によるほか、指名推選の方法がありますが、今回の選挙に当たり、立候補した議員が複数名おりますので、この選挙は投票で行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

副 議 長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

副 議 長（丸山 豊） なお、議長選挙に立候補された議員は、4番、丸山豊、9番、大熊恵二議員であります。

ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、8番、三澤澄子議員、2番、小坂泰夫議員、1番、加藤泰久議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

副 議 長（丸山 豊） 確認のために申し上げます。

投票は単記無記名投票です。また、本議長選挙は立候補制を採用していますので、立候補者以外の議員の名前を書いた投票は無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

副 議 長（丸山 豊） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行いますので、投票用紙に御記入ください。

〔投票用紙記入〕

副 議 長（丸山 豊） 職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） それでは、記入はお済みでしょうか。

それでは、議席番号とお名前をお呼びしますので、投票箱へ投票をお願いいたします。

1番、加藤泰久議員。2番、小坂泰夫議員。3番、山崎文直議員。4番、丸山豊議員。5番、百瀬輝和議員。6番、唐澤由江議員。7番、都志今朝一議員。8番、三澤澄子議員。9番、大熊恵二議員。10番、原悟郎議員。

〔投票〕

副議長（丸山 豊） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番、三澤澄子議員、2番、小坂泰夫議員、1番、加藤泰久議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

副議長（丸山 豊） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、丸山豊議員、6票、大熊恵二議員、4票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、丸山豊議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

副議長（丸山 豊） ただいま議長選挙におきまして、私、丸山豊が当選となりました。謹んでお受けし、議長就任の挨拶をさせていただきます。

議長（丸山 豊） ただいまは、議長の御推挙いただきまして、まことにありがとうございました。謹んでお受けいたします。

一言申し上げます。

「近き者説びて、遠き者来る」、私が現役時代、薫陶を受けていた上伊那町村長の1人の方の座右の銘でございます。よい政治をやっていると、近くに住むものは喜んで暮らし、遠くの者はそれを伝え聞いて、訪れて、やがてそこに住むようになる、論語に出てくる孔子の言葉でございます。今、人口減少時代にあつて、まさに南箕輪村を象徴しているような言葉でございます。村も議会もすばらしい政治をやってきたあかしであり、結果であります。

これからも、引き続き課題山積ではありますが、議会では互いに切磋琢磨し、村とは緊張感を持って、是々非々の姿勢で議論し、すばらしい村をつくり上げていきたいと思っております。

議員各位を初め、理事者、管理職各位の御理解と御協力をお願いし、承諾と就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

会議を続けます。

南箕輪村議会は、議会運営上の申し合わせにより、議席番号は議長が10番となっております。ただいまの議長選挙の結果により、議席の一部を変更する必要が生じました。

「議席の一部変更の件」を日程に追加し、日程の順序を変更し、議席の一部を変更いたし

ます。

南箕輪村議会会議規則第3条の規定により、議席の一部を変更いたします。

原悟郎議員は議席番号4番、議長丸山豊は議席番号10番として指定します。

原悟郎議員、議席の移動をお願いいたします。

〔原 悟郎議員 移動〕

議 長（丸山 豊） ただいまの議長選挙の結果、副議長が欠けました。

お諮りいたします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いません。

御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議 長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

副議長選挙を行います。

選挙は、投票によるほか、指名推選の方法がありますが、今回の選挙に当たり、立候補した議員が複数名おりますので、この選挙は投票で行いたいと思いません。

御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議 長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議 長（丸山 豊） なお、副議長選挙に立候補された議員は、1番、加藤泰久議員、3番、山崎文直議員、5番、百瀬輝和議員、6番、唐澤由江議員であります。

ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、8番、三澤澄子議員、2番、小坂泰夫議員、7番、都志今朝一議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

議 長（丸山 豊） 確認のために申し上げます。

投票は単記無記名投票です。また、本副議長選挙は立候補制を採用していますので、立候補者以外の議員の名前を書いた投票は無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議 長（丸山 豊） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行いますので、投票用紙に御記入ください。

〔投票用紙記入〕

議長（丸山 豊） 職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） それでは、投票をお願いいたします。

1番、加藤泰久議員。2番、小坂泰夫議員。3番、山崎文直議員。4番、原悟郎議員。5番、百瀬輝和議員。6番、唐澤由江議員。7番、都志今朝一議員。8番、三澤澄子議員。9番、大熊恵二議員。10番、丸山豊議員。

〔投票〕

議長（丸山 豊） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番、三澤澄子議員、2番、小坂泰夫議員、7番、都志今朝一議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（丸山 豊） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、加藤泰久議員、2票、山崎文直議員、1票、百瀬輝和議員、5票、唐澤由江議員、2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、百瀬輝和議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

議長（丸山 豊） ただいま副議長に当選されました百瀬輝和議員が議場におられます。本席から、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人であります百瀬輝和議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

5番（百瀬 輝和） 今回副議長になりました百瀬輝和です。ありがとうございます。

新議長の丸山議長をしっかりとサポートして、議会としての役割、権限をしっかりと理解して、次のステージにこの南箕輪議会が進めるように、しっかりと働いてまいりますので、皆様の協力をよろしくをお願いいたします。

議長（丸山 豊） ただいまから暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、9時40分に第一委員会室にお集まりください。

休憩 午前 9時23分

再開 午前10時20分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会委員会条例第5条第4項の規定により、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任については、議長が会議に諮って指名するとされていますので、まず常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の指名について職員に朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） ただいまの朗読のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の委員は、ただいま朗読のとおり指名することに決定いたしました。

続いて、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の指名について職員に朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） ただいまの朗読のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の委員は、ただいま朗読のとおり指名することに決定いたしました。

常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の報告を行います。

南箕輪村議会委員会条例第6条第2項の規定により、各委員会において互選した結果を委員長から報告をお願いします。

最初に、総務経済常任委員会、お願いいたします。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 2番、小坂泰夫です。

それでは、総務経済常任委員会で決定しましたので報告いたします。

委員長は、私、小坂泰夫、副委員長は、7番、都志今朝一議員、以上でございます。

議長（丸山 豊） 次に、福祉教育常任委員会、お願いいたします。

福祉教育常任委員長（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

それでは、福祉教育常任委員会で決定いたしましたので報告いたします。

委員長は、私、唐澤由江、副委員長は、8番、三澤澄子議員、以上でございます。

議長（丸山 豊） 常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長はただいま報告のとおりでございます。

ただいま、議会選出議員の選挙を行う必要が生じました。

議会運営委員長の報告をお願いいたします。

議会運営委員長（大熊 恵二） 忘れられるところでありましたが、議会運営委員会から報告を申し上げます。私、9番、大熊恵二であります。

それでは、議会運営委員会で決定をいたしましたので御報告を申し上げます。

委員長、私、大熊恵二、副委員長は、7番、都志今朝一議員、以上でございます。

議長（丸山 豊） 失礼いたしました。

ただいま、議会選出議員の選挙を行う必要が生じました。

お諮りいたします。

「議会選出議員の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、「議会選出議員の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

議会選出議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

この選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。なお、指名の方法につきましては議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、この選挙は指名推選により行います。

指名につきましては職員に朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） ただいまの朗読のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議会選出議員の選挙につきましては、ただいまの朗読のとおり決定いたしました。

議案第8号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条議員除斥の規定により、4番、原悟郎議員の退席を求めます。

〔原 悟郎議員 退場〕

議長（丸山 豊） 職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第8号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

南箕輪村監査委員で、議会議員のうちから選出される監査委員の辞職により欠員が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定により選任同意を求めるものであります。

議案書をお願いいたします。

氏名は原悟郎氏であります。生年月日、昭和20年11月15日、満71歳であります。住所は南箕輪村2534番地であります。経歴につきましては添付資料をごらんください。

議会選出の監査委員の委嘱ということで、議会でお決めにいただきましたので御提案申し上げるものでございます。

議長（丸山 豊） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第8号「監査委員の選任について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は、同意することに決定いたしました。

4番、原悟郎議員の着席を求めます。

〔原 悟郎議員 入場〕

議長（丸山 豊） ただいま監査委員の選任については、全員賛成で同意することに決定いたしましたので、4番、原悟郎議員の発言を求めます。

4番、原悟郎議員。

4番（原 悟郎） ただいま監査委員に選任いただきました、4番、原悟郎でございます。

監査の立場をわきまえて、代表監査委員とともに、村の行政の発展と村民の健康福祉のために、しっかり監査をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

議長（丸山 豊） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 慎重な御審議をいただく中で、全議案お認めをいただき、ありがとうございました。

骨格予算に対する肉づけ予算が成立し、事業的には平成29年度が本格的にスタートすることができます。期限が限られている地方創生事業関連事業もあり、庁内はかなりハードなスケジュールとなってまいりますが、全庁挙げての協力体制の中、乗り切ってまいります。また、私に課せられた使命、公約に掲げました施策等々、着実な推進に努めてまいります。

この5月20日の土曜日には、村の3大イベントであります経ヶ岳パーティカルリミットが開催をされます。県内外から、今のところ、900人を超す皆さんの参加が予定されております。南箕輪村の活力と元気が発信できるような大会になるよう努めてまいります。

ただいま議会構成も決まり、議会も後半の2年がスタートしてまいります。お互いに協力をしながら、村の発展、活性化のために活動できればと思っております。議員各位の前向きな御提言をいただければ、ありがたいことでもありますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、原前議長には、8年間の議長職、本当にお疲れさまでした。心から感謝を申し上げます。

慎重な御審議をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。2日間、本当にありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもって、平成29年第2回南箕輪村議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕
議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午前10時31分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会前議長

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員